



正副会長の活動状況

— 会務報告 —

日本弁理士会副会長

瀧澤 匡則

1. はじめに

令和5年度の日本弁理士会副会長を務めさせていただいております、瀧澤匡則です。よろしくお願いいたします。

本稿の執筆時点で、副会長就任から1か月ほどが経ちました。現在、附属機関や委員会の立上げが終わり、この後の定期総会で今年度の事業計画や予算をご承認いただくと、各事業が本格的に始動することになります。

小職は、正担当として、広報センター、九州会、弁理士法改正委員会、貿易円滑化対策委員会、産業標準委員会、総合企画政策委員会を担当し、副担当として、東海会、例規委員会、財務委員会、2025大阪・関西万博対応委員会、継続研修履修状況管理委員会を担当いたします。

各組織の本格的な動き出しがこれからのため、今年度どのような活動をするのかについてのご説明をもって会務報告に代えさせていただきます。誌面の都合上、正担当の組織のみについてご報告差し上げます。

2. 活動状況について

コロナの感染者数等がだいぶ落ち着き、世の中の動きもコロナ前の状況に戻した方が良いものについては戻す、という流れになっているものと感じます。今年度の役員会も、元に戻した方が良いものについては戻しつつ、既に定着しつつあるウェブ会議等の便利なツールについては適宜継続して使用していく、という方針で各組織に活動のお願いをしております。

4月の各組織の立上げは、全てウェブ会議によって行いました。これにより、日程の重なった組織についても共同で立上げを行うことができ、円滑に進めることができました。

本稿執筆時点では、小職担当の一部の委員会が定例会を行ったのみではありますが、会場での出席とウェブでの出席を選択できるハイブリッド形式での開催を行った場合には、リアル出席をされる方が戻りつつある一方、一定数の方は引き続きウェブで出席されている、という印象です。また、委員会内を多くの部会に分けて開催する組織では、会場のカメラやマイクの数の関係上、会場での参加者も会場にパソコンやタブレットを持ち込んでウェブ会議に接続して会議を行う、ということも検討しています。各会員の参加しやすい形で参加していただくことにより、より多くの会員の会務への参加に繋がることを期待いたします。

また、今年度の役員会として、各組織にお願いしている点が3つございます。いずれも日本弁理士会をコロナ前の状況へ戻し、より前進するための方策で、特許庁その他の関係省庁及び関係団体等との連携・活動紹介記事の執筆・活動紹介動画の作成を各組織へお願いしております。

外部の関連団体との連携については、コロナ禍で関係が薄れたり途切れたりしているものがあると伺っており、知財業界を活性化するためには、日本弁理士会と関係諸団体との連携が必須のものとなりますので、各組織に今まで以上に積極的な連携を取っていただくことをお願いしております。

また、日本弁理士会内に目を向けますと、会員の委員会等への参加率がまだまだ低い状況にあり、日本弁理士会の活動を活発化するためにはより多くの会員に会務へ参加していただく必要がございます。一方で、会務へ参加したことのない会員の立場からすると、各組織でどのような活動を行っているのかが外から見て分かりにくい、という点があるのではないかと考察いたします。このような状況に対応すべく、各組織には、活動紹介記事の執筆、活

動紹介動画の作成をお願いすることとしました。執筆された活動紹介記事については、来年1月号の Patent 誌への掲載を予定しております。また、活動紹介動画については、次年度の委員会の応募時に参考にできるよう準備を進めていきます。これらにより、次年度以降、少しでも多くの会員が会務に携わっていただけるようになることを望んでおります。

【広報センター】

今年度の役員会も、日本弁理士会がどのような活動を行っているのかについて外部に発信していくことは非常に重要であり、今年度も多くの諮問・委嘱を行っております。

具体的には、新会長就任挨拶及び事業計画説明・メタバース領域における知的財産保護についての記者会見、テレビドラマ「それってパクリじゃないですか?」を利用した広報活動、取材対応（朝日新聞社1件、読売新聞社2件）等を既に行いました。また、例年行っている活動についても引き続き行っていくべく、既に準備の始まっている活動も多くございます。具体的には、上記しました各委員会へ依頼した委員会の紹介記事を掲載した Patent 誌の発行、イベント等において配布するノベルティの作成、SNS を利用した広報、記者向けのメルマガの発行、Patent・アトニー誌の発行、はっぴょん通信の作成、各種展示会への対応等です。

【九州会】

今年度の九州会の大きな活動の1つは、福岡地区会の設立が挙げられます。九州会は、その名のとおり九州に事務所を構えている会員等によって構成されており、会員数としては他の地域会に比べて多すぎず少なすぎず、一方で、そのほとんどの会員が福岡県に集中しており、県ごとの会員数の偏りがかなり大きい点が特徴的であるといえます。また、九州地区で行われるイベント等の数も圧倒的に福岡県で行われることも特徴と言えます。福岡地区会の設立により、福岡県のみで完結するような事項に関しては福岡地区会に任せ、九州会全体で対応すべきことに関しては九州会全体で対応することで、人員を適切に配置し特定の会員に過度な負荷が加わることを防ぐことができることが期待されます。

また、今年度の九州会の大きな活動として、福岡専門職団体協議会の当番会がござります。福岡専門職団体連絡協議会というのは、日本弁理士会九州会の他、福岡弁護士会、日本公認会計士協会北部九州会、九州北部税理士会等の10の専門職団体からなり、合同で無料相談会の開催等しております。今年度途中から次年度の途中までの1年間、福岡専門職団体連絡協議会の当番会を日本弁理士会九州会が担当します。今回が初めての当番会となります。

その他には、既に行った活動として九州経済産業局へ訪問いたしました。これから行う活動としては、九州会の独自性を出したセミナーの企画及び運営、教育現場への知財普及・支援活動、広報、企業の海外事業展開に向けた支援等を行う予定です。

【弁理士法改正委員会】

弁理士法改正委員会では、直近の弁理士法改正への対応や、少し先まで見据えてどのような改正が今後必要になるのか?といった点の調査研究等を行ったりしています。

今年度は、GPT-4をはじめとする生成系 AI 等の最新の技術と弁理士・弁理士制度との関係を調査・検証し、課題を抽出することを1つの柱として行う予定です。また、その他にも多くの検討課題を委員の方々からいただいております。これらからいくつかを選択し、調査・研究を行っていく予定です。

【貿易円滑化対策委員会】

貿易円滑化対策委員会の活動として最も分かりやすいものは、税関による知的財産侵害物品の水際取り締まりに関する調査や情報収集が挙げられます。また、多くの外部関連団体（国際知的財産保護フォーラム（IIPPF）、コンテンツ海外流通促進機構（CODA）、テレコムサービス協会、コンピュータソフトウェア著作権協会（ACCS））に委員を派遣していることも本委員会の特徴になります。

今年度も、水際手続きに関して国内外の税関及び関係団体との交流、情報・意見交換及び連携強化、外部団体への委員派遣、外国における模倣品・海賊版対策についての情報収集及び会員への情報提供、パブリックコメント対応、国内関係官庁・諸団体との交流、情報・意見交換及び連携強化、個人輸入問題対応、e-コマース関連の情報発信等を行う予定です。

【産業標準委員会】

産業標準委員会は、産業標準に関する調査、研究、検討、産業標準にかかるビジネスの企画、研究、これらに関する、関係官庁、諸団体等への対処、調査研究成果物の内外への発表、を行っています。本委員会は、「標準化」に関する委員会であるためなのか、他の委員会に比べて企業所属の会員や地方から参加している会員が比較的多いという印象をもっております。

今年度も、標準化に関するコンサルティングの実施に必要な情報の収集、コンサルティングの実施、及び、実施による情報の収集、標準必須特許を利用した知財戦略の調査及び検討、弁理士業務に役立つ産業標準に関する情報及び具体例の検討、産業標準に関する会員向けセミナーの企画及び実施を行っていく予定です。

【総合企画政策委員会】

総合企画政策委員会の職務権限の1つに「他の委員会に属さない日本弁理士会会務全般に関する事項の調査研究並びに審議立案」、というものがございます。この職務権限にあるとおり、「他の委員会に属さない日本弁理士会会務全般に関する事項」が当委員会の活動対象ですので、毎年これをやる、ということがないことが特徴といえます。年によって検討する内容が大きく変わり、これらに対応するだけの知見が必要だということで、登録年数の長い会員が比較的多い委員会です。

今年度は、弁理士報酬を上げるための方策の検討、総会の開催方法についての検討、弁理士業務についての弁理士報酬を当該業務に関わる無資格者等に不当に提供しない方策についての検討、年度をまたぐ事業の運用についての検討、を行います。

3. おわりに

コロナによる活動の制限等が解除され、久々に自由に活動ができることとなりました。より早くコロナ前の状況に戻し、それを超えていくべく多くの会員の皆様のご協力が必要です。会員の皆様方のより一層のご支援をよろしくお願いいたします。